

イオンモール伊達アンテナショップ運営業務委託 公募型プロポーザル実施概要

1 業務名称

イオンモール伊達アンテナショップ運営業務

2 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 業務内容

イオンモール伊達アンテナショップ運営業務委託募集要項（以下「募集要項」という。）のとおり

4 業務に係る伊達市負担上限額

99,132,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※業務委託料のほか、アンテナショップ開業日から令和11年3月31日までのアンテナショップ賃借料等も含むものとする。（募集要項 5（2）参照）

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、単体法人とし次に掲げる要件の全てを満たす者とする。地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (1) 伊達市建設工事等入札参加資格制限措置要綱に基づく指名停止処分を参加申込書の提出期限から候補者の選定の日まで受けていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。
- (3) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (4) 税の滞納をしていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者に該当しないこと。
- (6) その他法律に違反する等、業務を受託する団体として適性を欠かないこと。
- (7) 過去5年以内に国、地方公共団体のいづれかの団体と類似業務の契約実績があること。

6 参加資格の喪失

参加希望者が受託候補者の特定の日までに、次のいづれかに該当することになった場合は、参加資格を失うものとし、また、すでに提出された提案は無効とする。

- (1) 前項に規定する参加資格の要件を満たすものではなくなった場合
- (2) 不正な利益を図る目的で委員会の委員等と接触した場合
- (3) 提案書に虚偽の記載をしたことが判明した場合

7 実施スケジュール

- (1) 告知開始日・・・・・・・・12月12日（金）
- (2) 質問書の提出期限・・・・12月12日（金）～12月18日（木）
- (3) 質問に対する回答期限・・・12月22日（月）
- (4) 参加表明書等の提出期限・・・12月24日（水）
- (5) 企画提案書の提出期限・・・1月8日（木）正午

※本プロポーザル審査会は、公平性の確保のため提案書に企業名を明記しない「匿名プレゼンテーション」を採用する。そのため、プレゼンテーション資料中の社名、担当者名、会社ロゴ等については事務局にて削除する。

- (6) プrezentation・・・1月28日（水）
 - (7) 受託候補者結果通知・・・1月30日（金）予定
 - (8) 以後のスケジュールは、選定事業者との協議により決定する。
- ※各実施日は、事務の都合により変更される場合あり。

8 説明会

企画提案書の作成等について、説明会は実施しない。

9 質問

質問がある場合は、質問書（様式1）により、「17 事業所管課」へ電子メールにて提出。送信後に電話により受信の確認を行うこと。

(1) 質問書の提出期限

令和7年12月18日（木）17時まで

(2) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、メールや電話等により個別に回答する。募集要項に追記が必要になるものは、質問者名をふせて、令和7年12月22日（月）までに、本市の公式ウェブサイト <https://www.city.fukushima-date.lg.jp> で公表する。

10 参加表明書等の提出

本件に参加を希望する者は、参加表明書（様式2）等を提出すること。なお、期限までに提出がない場合は、本件に参加できないものとする。

参加表明書提出後に提案を辞退する場合は、令和8年1月15日（木）までに参加辞退届（様式3）を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式2）
- ② 事業者概要（様式4）
- ③ 業務経歴書（様式5）
- ④ 経理状況調書（様式6）※根拠となる決算書類（貸借対照表など）を添付すること
- ⑤ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式7）
- ⑥ 事業者に係る国税、県税、市税の完納証明書（直近1か年・未納がないことがわかる証明書）
- ⑦ 参加要件誓約書（様式8）

(2) 参加表明書の提出期限

令和7年12月24日（水）必着

※持参による提出の場合、平日の9時から17時までの時間厳守とし、この時間以外の受付は行わない。

(3) 提出先

「17 事業所管課」と同じ

(4) 提出方法

郵送又は持参（郵送の場合は書留郵便で、上記期限必着のこと）

11 企画提案書等の提出

参加希望者は、期限までに下記の必要書類を提出すること。なお、提出された書類は返却

せず、提案にかかる費用は事業者の負担とする。

(1) 提出書類

①企画提案書（様式自由）

(2) 企画提案書の内容

企画提案書作成要領（別紙4）を参照すること。

(3) 提出方法

①提出期限

令和8年1月8日（木）正午必着

※持参による提出の場合、平日の9時から17時までの時間厳守とし、この時間以外の受付は行わない。

②提出先

「17 事業所管課」と同じ

③提出方法

・郵送又は持参（郵送の場合は書留郵便で、上記期限必着のこと）

・パワーポイントデータ（ダウンロード可能な媒体で提出し上記期限必着のこと）

※必ず両方法で提出すること。いずれかが提出期限を過ぎた場合、失格とする。

12 審査

提出された企画提案書等に基づき、イオンモール伊達アンテナショップ運営業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催し、提案内容に対して評価基準に基づき、事業者の評価及び選定を行う。

(1) 審査基準

①書類審査とプレゼンテーションで評価する。評価項目、評価基準及び配点はそれぞれ審査評価表（別紙5-1、5-2）による。

②プレゼンテーションの点数については、合計100点満点、最低基準点は60点とする。

(2) 書類審査

書類審査では提出書類の内容を審査する。参加資格について審査し、適切か不適切か判断するもの。結果については、令和8年1月23日（金）までに、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知を行う。

(3) プrezentation

①日時

令和8年1月28日（水）

※実施時間は参加表明書提出後に通知。書類審査を実施する場合は結果と併せて行う。

②説明者

1社5名以内

③方法

公平性・透明性を担保するため匿名プレゼンテーションを採用し、提案者は審査員とは別室にてオンラインによるプレゼンテーションを行い、その際、カメラはオフとして企画提案書の画面共有のみ可とする。その他、時間等詳細については後日連絡するもの。準備5分、プレゼンテーション20分、質疑10分（予定）

④説明資料

11- (1) ①企画提案書以外は画面共有しないこと

(4) 受託候補者の選定

①プレゼンテーションの結果、最優秀となった提案者を受託候補者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。

②受託候補者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点

数を得た提案者の中から、最優秀及び次点を選定する。

- ③提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として選定しない。
- ④選定結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立は受け付けない。

13 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、提案者全員に次の事項を通知する。受託候補者として特定されなかった提案者は通知した翌日から起算して7日以内に、書面により、市長に対して次の非特定理由について説明を求めることができる。

- (1) 受託候補者として特定した又は受託候補者として特定しなかった旨及び特定しなかった理由
- (2) 当該提案者の順位

14 審査結果の公表

受託候補者を特定した場合は、市ホームページに次の事項を公表する。

- (1) 受託候補者の商号又は名称
- (2) 提案者数
- (3) 提案者（受託候補者のみ商号又は名称を表示）の評価結果

15 受託候補者との契約締結

- (1) 市は、審査結果の通知後に、受託候補者と当該業務委託に係る詳細について必要な協議を行う。この協議において、企画提案書に記載した提案内容について、受託候補者からの変更は原則認められない。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものについては除く。
- (2) 協議が整った場合は、業務受託候補者からあらためて見積書を徴収し、見積書を精査のうえ、随意契約による契約の締結を行う。
- (3) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな受託候補者として手続きを進める。受託候補者が契約締結の日までに本市から指名停止を受けた場合も同様。
- (4) 受託候補者が「6 参加資格の喪失」に該当することが判明した場合は、受託候補者としての資格を取り消す。この場合は、上記（3）と同様に処理を行う。
- (5) 本業務は、伊達市議会による令和7年度12月議会の予算の議決を前提としていることから、予算が議決されない場合には、契約を見直す場合がある。
- (6) 本業務は、年度毎に年度末に委託料の精算を行い、未執行額については市に返還するものとする。
- (7) その他、本書に定めのない事項は、関係法令及び契約規則などの関係規程の定めに従い処理する。

16 その他注意事項

- (1) 提案に係る経費については、提案事業者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
- (2) 企画提案書を提出した後は、実施概要、募集要項等の資料についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) やむを得ない理由等により、公募によるプロポーザルが実施することができないと認めるときには、中止または取り消すことができるものとする。この場合における、公募によるプロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- (4) 提出された企画提案書等は、伊達市情報公開条例（令和7年条例第3号）に基づく情報

公開の対象とはならない。

17 事業所管課

福島県伊達市産業部商工観光課観光振興係

電話：024-573-5632 FAX：024-573-5865

住所：〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地

Mail : syoukou@city.fukushima-date.lg.jp